

1 補助金交付の目的

- 中小小売店舗等による商業活性化に向けた販売促進活動への支援
- 商店街へのテナント誘致及び既存商店のリニューアルへの支援
- 商店街共同施設整備への支援

上記支援を実施することにより、中心市街地等の商業機能の拡充を図る。



〈携帯で閲覧の場合はコチラ〉

2 交付区分

- (1) 販売促進型
- (2) 店舗支援型
- (3) 共同施設支援型

3 補助額

- (1) 補助対象期間
平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

4 補助額

- (1) 販売促進型
対象経費：販売促進活動実施に係る経費
補助率：3分の2
上限額：300千円

- (2) 店舗支援型
対象経費：改修費
補助率：2分の1
上限額：800千円

仲介手数料
賃 貸：100千円
売 買：300千円

- (3) 共同施設支援型
施 設：・アーケード
・街路灯及びアーケード照明
・利便性や快適性の向上、地域のコミュニティの促進及び安全確保を図るための施設（駐車場、カラー舗装、wi-fi、休憩施設、防犯カメラ等）
補助率：2分の1
上限額：200千円

5 担当部局

組織名称：商工水産部 商工振興課 中小企業振興係
電話番号：0836-34-8355